000002_7_帳票関係_0111法人住民税

対象区分 内/外	通し番号	L-様式番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙（外部帳票）	用紙サイズ（外部帳票）	代替可否（内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	第5.0版への改定理由 （第1.0版からの変更点）	（法人住民税NT）要件の修正に係るご確認事項			NT構成員ご回答欄	
															検討分類	修正事由	修正方針（事務局案）	修正方針（事務局案）への回答	ご回答の場合・詳細など （事務局からの質問に対する回答もこちらに記載）
外部	1	1	営業証明書	0110001	法人台帳の登録内容を証明するもの。入札関係の当付書類や営業車両の車庫証明などに活用されている。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	5.1.		一定数の地方団体において、主に車庫証明の申請時通ならびで利用されているものであり、未法だけでなく支店の登録情報も出力できることが必要であることから、出力内容は法人基本情報の本・支店としている。	全国意見照会では、帳票印字項目・諸元表で定める「代表者氏名」及び「事業項目」を定義しないことを望む意見が複数提出された。 ①実態にそぐわない内容を公的な証明書として発行する恐れがある。 ②最新情報を確認するための事務負担増につながりうる。 上記の懸念も考慮して「代表者氏名」「事業項目」の備考欄に以下の記載を追加している。 「定規または＊＊＊＊を印字することも可能とする。」	報告	（APPLICより以下の意見を受領） <内容> 標識交付証明書の帳票レイアウトと諸元表における、発行者肩書と発行者名についてです。 第2.0版の帳票レイアウトでは、発行者肩書と発行者名が１行で表示されています。 また、諸元表で項番21（発行者名 肩書き）の桁数は１６文字、項番22（発行者名 宜長名）の桁数は１２文字で定義されており、職務代理者の場合も考慮した桁数になっていると想定されます。 しかし、弊社ユーザ様の職務代理者の設定例だと、「○△口市長職務代理者　○△口市副市長」のように副市長まで名肩書に含めることが多く、諸元表の桁数では足りません。 また、帳票レイアウト上、左下にはお問合せ先を印字するため、発行者肩書、発行者氏名の最大文字数（２８文字）を確保するには限度があると思われます。 つきましては、以下のように帳票レイアウト、および諸元表の修正をお願いいたします。 ご検討のほど、よろしくお願いいたします。 1)帳票レイアウトについて、発行者肩書と発行者名を別の行で印字するようにする。 　また、発行者肩書は２行分印字可能とするようにする。 2)諸元表について、項番21（発行者名 肩書き）の桁数の拡張していただきたい。	左記の修正事由は、軽自動車税システム宛てに来た意見となりますが、全ての税目に共通して修正すべき事由であるため、以下のとおり全税目にて修正する運びとなります。 ①発行者肩書と発行者名を別の行で印字する。 ②肩書の桁数と行数は【13桁/2行】で統一する。 これを踏まえて、帳票印字項目・諸元表と帳票レイアウトを修正します。		
外部	2	2	賦課決定通知書	0110002	地方税法に基づき、賦課・決定があった場合に、法人に対して賦課・決定の内容を通知するもの。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	3.1.		出力項目については、賦課・決定の内容を詳細に説明できる帳票を求める意見と簡潔性を確保すべきとする意見があったが、通知対象が法人であることも考慮し、説明責任の観点からはより詳細な内容を通知する方が望ましいと考え、「各種控除」とあわせて出力するのではなく、控除額の詳細を出力することとしている。また、弊社法人税額とは別で中小法人税額（賦課・決定）とも表示できるために「税額表の実態に伴る法人税割額の控除額」を出力することとしている。 文書番号については、各地方団体により運用が様々であることから、帳票印字項目では標準オプション項目としている。 また、レイアウトは、賦課・決定通知書（２列）、賦課・決定税額及び差引額（３列）で表示するとパターンが考えられるが、課税標準額や各種控除額の増減よりも、納付税額又は還付税額を的確に示すために、法人税の賦課・決定通知書の様式同様に２列表記を採用した。 また、賦課・決定通知書については、その規模感次第で出力できることとするが、選択項目だけで対応し切れない場合を想定して、自由入力項目を設けることとした。賦課・決定通知書は、地方税法第321条の11第１項から第３項（賦課・決定・再賦課）のみであるため、選択式としても規模ではなく、業務効率性を優先できることから選択式を採用した。	帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトについて、以下のとおり改訂している。 ・課税標準額を、課税標準額又は分割課税標準額と改める。 ・税額控除超過額相当額の加算額を追加する。 地整要綱2.2.28（申告入力（確定申告））に当たる管理項目に、税額控除超過額相当額の加算額を追加したことを踏まえて反映している。 ・帳票レイアウトとの各項目の位置関係を変更。 視認性を高めるために、位置関係を変更するとと同時に「%」や「月」といった単位を追加している。	報告	同上（帳票ID 0110001 営業証明書と同旨の修正事由になります。）	左記の修正事由は、軽自動車税システム宛てに来た意見となりますが、全ての税目に共通して修正すべき事由であるため、以下のとおり全税目にて修正する運びとなります。 ①発行者肩書と発行者名を別の行で印字する。 ②肩書の桁数と行数は【13桁/2行】で統一する。 これを踏まえて、帳票印字項目・諸元表と帳票レイアウトを修正します。		
外部	4	4	減免決定通知書	0110004	各地方団体で定める法人住民税の減免に関して、法人に対して減免内容を通知する通知書。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	6.1.		各地方団体の条例で定める減免項目について、通知書に出力する地方団体があるため、減免理由を選択して出力できることとした。 また、減免申請の内容どおりに決定しない場合を考慮して、根拠文を必須としている。	帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトについて、以下のとおり改訂している。 ・調定年度を追加する 減免決定を行う調定年度が明記されていることで行政における効率的な事務管理に資するといったニーズを確認できたため。 ・均等割額に限らず、法人税割額も表記する。 実務上では法人税割に関する減免は多くないものの法律上は可能であるため、帳票要件において定義する。	報告	同上（帳票ID 0110001 営業証明書と同旨の修正事由になります。）	左記の修正事由は、軽自動車税システム宛てに来た意見となりますが、全ての税目に共通して修正すべき事由であるため、以下のとおり全税目にて修正する運びとなります。 ①発行者肩書と発行者名を別の行で印字する。 ②肩書の桁数と行数は【13桁/2行】で統一する。 これを踏まえて、帳票印字項目・諸元表と帳票レイアウトを修正します。		
外部	7	7	みなす申告通知書	0110007	予定申告が期限内に提出されない場合に、申告があったものとみなす旨を納税義務者に通知する通知書。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.		みなす申告通知は法令上義務付けられたものではないが、納付怠慢、納付交渉を円滑に行う目的などで通知している地方団体が一定数あることから、標準オプション帳票としている。 また、みなす申告通知は行政効力にあたらないことから、根拠文は不要とした。	対象者に帳票の意義が伝わりやすい名称とするために改めた。 また、帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトの通知文をより具体的な内容にするための検討を加えた。 加えて、全国意見照会で地方税法施行規則第20条の３様式記載の表現が統一すべきとの意見を受けて、帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトの小分類「中間申告の期限」を「この申告の期限」に改めている。	報告	同上（帳票ID 0110001 営業証明書と同旨の修正事由になります。）	左記の修正事由は、軽自動車税システム宛てに来た意見となりますが、全ての税目に共通して修正すべき事由であるため、以下のとおり全税目にて修正する運びとなります。 ①発行者肩書と発行者名を別の行で印字する。 ②肩書の桁数と行数は【13桁/2行】で統一する。 これを踏まえて、帳票印字項目・諸元表と帳票レイアウトを修正します。		
外部	36	36	申告勧奨通知	0110036	期限内に申告がない法人に対して申告を催告する書面。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	4.1.		法令上の義務ではないが、全国意見照会において高減を希望する意見が多数であったことから、実装必須帳票としている。 納税義務者への説明内容を充実させるため、申告期限も出力する。	帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトについて、以下のとおり改訂している。 ・通知書タイトル 本帳票を受領した法人にとって帳票の意義が理解しやすくなることを意図して、名称を改めている。	報告	同上（帳票ID 0110001 営業証明書と同旨の修正事由になります。）	左記の修正事由は、軽自動車税システム宛てに来た意見となりますが、全ての税目に共通して修正すべき事由であるため、以下のとおり全税目にて修正する運びとなります。 ①発行者肩書と発行者名を別の行で印字する。 ②肩書の桁数と行数は【13桁/2行】で統一する。 これを踏まえて、帳票印字項目・諸元表と帳票レイアウトを修正します。		
内部	41	61	税割調定増減上位リスト	0110041	法人別の前年度・現年度の調定額増減リスト 増減が大きい法人別の決算期、前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。	・課税年度 ・調定年月時期指定 ・出力件数（上位○○法人）※任意入力項目	実装必須帳票	—	—	EXCEL代替可	7.2.		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用を想定している。 リスト形式で出力したのちに様々に加工する可能性があることから、EXCELによる対応を可能としている。	本帳票要件は、交付税資料（削除した任意番54「交付税資料第1表（法人税割に関する調）増減理由に関する調」）の規定に基いて、地方団体での予算編成資料及び決算見込資料等での活用を想定しているため削除せず、帳票要件としての定義を継続する。 また、各自治体の交付税資料の様式には上位リストに挙がった全ての法人を記載できるだけの幅はなく、いくつかの上位法人のみを記載する様式が多い実態を確認できた。 したがって、項番42「高額納税者リスト」と同様に、出力件数として上位桁数までを出力するかの条件を追加することとした。	要検討	（APPLICより以下の意見を受領） 「増減が大きい法人別の決算期、前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。」について、法人別の決算期との記載がありますが、例えば指定した対象年度中に事業年度変更となり決算期が異なる調定情報が２つ存在する場合、税割調定増減上位リストの明細としては決算期違いで２件表示されるイメージになりますでしょうか。その場合、比較する前年の調定についても同一の決算期の調定の金額と比較するのでしょうか。通常は調定年度単位での比較ができればよく「法人別の決算期」で分ける意図がわかりません。「法人別の決算期」の指定は必要でしょうか。	左記のご意見を踏まえて、以下のご質問に対して「ご回答の理由・詳細など」列にご回答の記入をお願いします。 ①調定年度単位での比較が可能であれば、「決算期」による比較は不要でしょうか。 必要 or 不要でご回答ください。 ② ①で「決算期」による比較も必要とご回答いただいた場合に、どのような用途（現行運用）で必要であるかを記載してください。併せて、当該用途の観点から「決算期」による比較が不可能となった場合に生じる支障・懸念もあれば記載をお願いします。 ③ ②でご回答いただいた現行運用が不可能となった場合に別途の出力条件や帳票要件等を用いた代替運用は可能でしょうか。 ④ ①～③のご回答内容を踏まえて、以下のとおり帳票概要を改めることに支障はないでしょうか。 <変更内容> 旧：増減が大きい法人別の決算期、前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。 新：増減が大きい法人別の~~決算期、~~前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。		